

三 産業經濟の動き

1 商工業

(一) 杞柳業

(1) 明治初期の杞柳業

「諸事旧記録」 遠藤嘉吉郎氏蔵

(上略)

明治元辰年十二月

一、今般、大骨柳商法御取立ニ相成、仲間一統社組ヲ

以、願立、御間届ニ相成、法則左ニ記ス。

一、骨柳買入元金高二式厘方口錢上ノセ上納ノ事

一、荷物へ鑑札ヲ相添、一々荷物相改ノ事

一、仲間内ニテ順番ニ出勤、無給ノ事

一、右会社組立テニ付、御貸付金御下ケニ相成、一統

歩当ニテ拝借ス。其ノ高、左ニ記ス。

錢券七貫五百匁 歩当り借用ス。

内金貳十五兩也 御上へ元立積金上納

内 貳貫五百匁 明治二年巳ノ九月上納

〆錢貳貫五百匁 明治三年正月ヨリ

利足六朱定借用

右会社御改正ニ付、拝借殘金年々割立ニ相成、取締

佐川与一右衛門年々割立上納仕来候事

明治二年巳年改ル。

○

去ル明治貳巳年三月、指物会社組立発起人当町蛭子

屋重三郎・石屋正二郎、右兩人ヨリ段々進メニヨリ仲

間へ差加リ、右社出願ノ処、早速御間届ニ相成、然ル

処右人別ノ外、近江屋文兵衛・古屋源太郎・木屋仁兵

衛・樽屋宗三郎入社、都合七名ニテ新町瀬戸屋借宅、

会社開店イタシ、右ニ付、元立金トシテ錢券百貫匁拜

借願、商法永続来リ^(ル)処、外々ヨリ故障申者罷出并湯島

職方久美浜へ内願仕、彼是六ヶ敷ナリ。無扨、会社休

店、右ニ付、拜借金御取立に相成、返納仕、残金拜借、

左ニ法々相立候。

一 残錢高三拾五貫匁 借用利足御定法七名連印也。

内訳 錢五貫八百五十匁 吉井屋安次郎分

〃 錢五貫八百匁 戎 屋重三郎分

〃 錢五貫八百匁 石 屋正二郎分

〃 錢五貫八百五十匁 古 屋源太郎分

〃 錢五貫八百五十匁 樽 屋宗三郎分

〃 錢貳貫九百廿五匁 木 屋仁兵衛分

〃 錢貳貫九百廿五匁 近江屋文兵衛分

〃 都合 ^(三十五貫)

右ノ通、連印ニテ拜借仕候処、該金ノ儀ハ職方者へ

貸金ト相成居候。尤、職方者ヨリ銘々へ請人蔵預リ

并正貨差入、証書相入有之候事

明治三千年春

今回、発起人新町田辺屋孝二郎・小尾崎町加嶋屋源

三郎・京口町万屋喜三郎、右三名申合、大骨柳商社相

企、御上へ出願候処、御間届ニ相成、然ル処右三名ノ

者身元薄キニ付、佐川義右衛門・松永彦右衛門・遠藤

安二郎へ取締方被仰付、其際目途相立不申ニ付、御断

申立候処、達テ取締方商法所ヨリ被仰付、無余儀三名

御請イタシ、夫ニ付、世話方トシテ田丸屋儀三郎・丹

後屋幸三郎、仲間差加へ用八人組ト名付、河谷屋文兵

衛宅借受開店。

左、步方定ル。

一、五口 御用方商法所

一、三口半 佐川義右衛門

一、三口半 松永彦右衛門

一、一口半 遠藤 安次郎

一、一口半 田辺屋孝二郎

一、一口 万屋 喜三郎

一、一口 加嶋屋源三郎

一、一口 田丸屋義三郎

一、一口 丹後屋幸三郎

十九口 但シ、半口出石屋善助へ持セル。

右歩方ヲ定、相応ニ元立金積立、其外錢券三百貫匁

拝借仕り取掛り^(應)処、間合悪ク多方ノ損毛見へ、同年暮

冬休店、翌明治四年有代品物歩訳決算相立候処、損害

凡錢百貳三十貫匁^(ばかり)計、老口ニ付、六貫匁計損害歩当ル。

然ル処、右損失金六ヶ敷、依テ実細決算ヲ立候処、丁

錢百三拾三貫匁不足、此錢券拾ヶ年借居、利足年四朱

定ニ商法所へ嘆願仕候処、御聞届ニ相成、依テ借主加

嶋屋源三郎・万屋喜三郎・田辺屋幸次郎三名、受人佐

川義右衛門・松永彦右衛門・遠藤安次郎三名ニテ証書

御上商法所へ差入申候也。但シ、自分決算扣^(種)ハ手控帳

有之、記ス。

明治四年未正月

右拝借金旧藩ヨリ県庁へ引渡ニ相成、前錢券県庁ヨ

リ御取立ニ相成、依テ前入割申立、前錢券高ヲ金デ七

掛ニ直シ、明治六年ヨリ金高九百三十六円六十式錢改

五十ヶ年賦割立、利足定、嘆願仕候処、御聞届ニ相成、

借主受人前同断。依テ年々金拾八円七十六錢貳厘四毛

ツ、上納ノ定、尤、年々歩割ヲ以、返納ノ処、借主三

名金力無之候ニ付、請人三名歩割ヲ以、返納可致ヨリ

外無之候。為心得記置ク也。明治六年、但シ委敷^(くわしき)ハ証

印帳へ記シ置有之候事

六盛舎称シ一社創立スル。人別左ニ記ス。

遠藤 安次郎

去ル明治十年大阪允印・兪印・佐川定二郎・遠藤安

明治十五年二月初リ

小場瀬与兵衛

次郎四名仲間申合柳入ヲモワク致候処大当リ。尤、柳

同 廿四年迄拾ケ年間

竹村 儀助

買入高式万貫匁。但シ、直段十錢十五錢替迄。右柳残

但シ、出金証并ニ

原 庄 七

ラス骨柳ニ編出シ決算スル処、千円余リ利益有之也。

規則証互ニ交換ス。

坂井 彦 六

明治十一年五月ニ手仕舞相成、此事件ニ付一切掛リ

原 幸次郎

尻残無之候。依テ記シ置ク也。

六名也。

明治十一年五月

今回柳盛社創立スルハ、国産骨柳追々下落イタシ、

本年四月頃ヨリ商法不景氣ニ付、少々損害在ル。

既ニ国益ヲ失イ、日々銘々ノ損害不尠、依テ左ノ人名

明治十四年

共ニ申合、一社ヲ立、開店營業ス。互ニ規則証交換ス。

人名左ニ。

明治十五年三月 社 長 佐川義右衛門

今回親戚内交際深クシ永続ノ爲ヲ以、共有金積立、

副社長 遠藤安次郎

幹事 安田淺治郎

社員 四方圭二郎

同 川岸芳三郎 此人違約

条約并ニ金^(出金証カ)証^ハ別紙ニテ

互ニ取換シ、明細ハ該書類記載有之也。

同年六月賛成スル者有、松永金之助

此コニ記載ス。上田儀三郎

松岡重二郎

西山 庄七

○

去ル本年三月中相企候柳盛社都合ニ付、解社ニ相成、有品并有金配賦候也。

明治十五年九月

○

今回、骨柳商業人并ニ在方製造人共ニ協儀ノ上、糶売

問屋法設、仮ニ問屋場当豊田町寄小屋ヲ借受營業スル。

明治十六年二月十七日

(下略)

(2) 明治中期の杞柳業

明治三十年『兵庫県物産調査書』

杞柳細工

城崎郡

出石郡

第一業 務

杞柳細工ハ、普通柳行李ト云フ古来著名物産ナリ。城

崎郡其大部分ヲ占メ、出石郡ハ僅々其一部ナリ。創業・

沿革詳カナラス。慶応年度ヨリ明治七年頃迄ハ頗ル盛

ンナリ。後、漸ク衰へ、明治九年頃ハ殆ト廃絶セント

ノ恐レアリシカ、翌十年頃ヨリ再ヒ回復ノ兆アリ。恰モ好シ、同年ニハ第一回勸業博覧会開設ニ際シ数個ノ出品ヲナシ、且ツ出品者出京シテ販路開通ノ方法ヲ周旋セシカ、同時ニ価値モ騰貴シ是レヨリ漸次繁盛ニ進ミ爾來年一年ニ進歩發達ノ狀況ナリ。

又、明治二十三年前迄ハ偶々來遊ノ外国人手荷物ノ外位ノ見込ニテ買入レシカ、其翌年頃ヨリ欧米人モ旅行用トシテ極メテ輕便ナルモノト認メタルモノカ見本ノ寄送ヲ請求セシコトアリ。然ルニ明治二十五年頃ヨリ追々注文アリ、商店へ就キ購入スルモノアル等、爾來輸出上好望アルカ如シ。

(ママ)
二 營業

製造場 産地ハ城崎郡(旧城崎郡川城村及ヒ旧崎村ヲ除ク各、^(他)氣多^(郡)即中筋村ノ内、加村、^(種)国府村ノ内佐野・手・堀村ノ各村)、出石郡神美村ニシテ職工各自ノ居宅ヲ以テ製造場トス。

産出種類 品種類ル多キモ、其重ナルモノヲ挙クレハ左ノ如シ。

種類	長	幅	深	
大馬	二六寸	一六	一〇	一寸編又二本編アリ。
永尺行李	二四	一四	八	
大荷行李	二〇	一四	八	
尺荷行李	一八	一三	七、五	
七寸三ツ入行李一番	一八	一二、五	五、六	
一番	二二	一四	一二	
二番	二〇	一三	一〇	
上下入レ ^(種)	二二	一四	三	
紙文庫	一四	一二、五	三、二	
(ママ)	一一	九	二	
長帳入	一二、五	六	三、二	

弁当行李 (ママ) (イビツ大小・七寸飯・半飯・丸飯・五分飯・飯)

産額

柳行李産出代価ノ状況、左ノ如シ。

明治廿六年 金拾貳万五千元・同廿七年 金拾六

万五千元・同廿八年 金貳拾貳万円・同廿九年 (上

半期) 金拾參万円

三 職工

職工ハ十五歳以上ノ男子ニシテ、女ハ概シテ縁作リ
ヲナスノ慣例ナリ。且ツ、概ネ一家ノ生計ヲ負担ス
ルモノニ属ス。工賃ハ総テ工種ニ応シタルモノナリ
シニ、一日ノ工賃ニ改算シ下工金拾銭位ヨリ上工金
貳拾五銭位ニ至ル。

四 販売

京 都 (上品)	〇、五	大 阪 (下品)	二、五
仕向先	輸出割	仕向先	輸出割

五 団体ノ状態

先年衰態ノ際、同業組合規約ヲ締結シテ之レガ改良
ヲ計ルコトトナセリ。爾来、今日ニ至リ之レヲ施行
スルモ、未タ別段著シキ効果ヲ見ルニ至ラス。

第貳 技術

一 原料

柳 白芽 (皮ヲ剥キタルモノヲ云フ) 上一貫目ニ付、
金壹円、中金八拾銭、下金六拾銭ニシテ、去ル明治
二十六年頃ヨリシテ年一年ニ騰貴シタリ。蓋シ需用
増加シ原料不足スルニヨル。

二 製造法

東 京 (上品)	〇、五	廣 島 (下品)	一、〇
名古屋地方 (中品)	〇、五	九 州 (下品)	一、五
神戸及中国 (中品)	一、〇	北海道 (中品)	〇、五
山陰道 (同)	〇、五	其他各地 (同)	一、五

生芽十貫目ニ付、三貫目ノ白芽ヲ得ル。之レヲ以テ各種ノ品ヲ製造スルモノナリ。其編ミ方ハ、柳ヲ並ヘ一本隔テニ其柳ヲ引上ケ、其交叉ノ処ニ編ミ糸ヲ通ス。既ニ貫通シ終レハ又前回残りタル柳ヲ一本隔テニ之レヲ取り上ケ、交叉セシ処ニ其糸ヲ通ス。此ノ如クシテ順次進行シテ編ミ終ル。之レ編ミ法ノ一例ニシテ、其他ノ細目ハ筆紙ノ及フ処ニアラサルヲ以テ之レヲ略ス。

(3) 但馬産柳行李

『神戸又新日報』明治十九年七月十七日

但馬産柳^{行李}籠の事

県下但馬国の特有物産なる柳行李は古來需用の途広く、ことに去る明治十二・三年の交は其の産出額最も多くして、現に一ケ年間の産額は四十万余個、この価

格十八万余円に及び、其製造に従事する職工およそ三〇〇〇余名、其他仲買并に小売商人は都合八〇名、その柳を植え付けたる畑地の反別殆ど三〇〇町歩以上に達せしに、十四年以来年を追うてその産額減少し、追々衰微に趣きたるが、さて其の原因中の重なるものを挙げれば、元來右の柳行李は各村にて製造し、これを豊岡市街なる凡八〇余人の商人の手に集め夫より大阪へ積み出す事なるも、同商人に於ては柳行李のまだ縁^{ふち}を付けざるままなるを集めて、又そのまま大阪へ出し、大阪の商人の手にて漸く縁を付け需用に供するに至る程の次第なるを以て、元価はすこぶる低く、大阪商人の手もとにて初めて相応の値段をたもつ習慣なれば、前に述べたる十八万円余の産額というも、ひつきようは大阪商人が入手するところの金額にして、実は元価は僅々二万円に過ぎず、その故、早くいわは大阪商人は主にして同郡は製造元でありながら其雇われ人に異

ならず、かく販路の悪しきが為、産額次第に減少するを以て、去る十六年同郡の有志者は大いに之をなげき、何んとか従来の弊習を匡正して大阪商人の手を放れ、同郡に於て縁をつけるは勿論、全くの柳行李に仕立て、同郡より直に各地方へ売りさばく事とせば久しく大阪商人に握られたる利益は同郡の利益となるべしとて、夫より種々協議の上、数名結合して先ず豊岡に柳盛社という一社をとり設け、以来大いに其の挽回の方法に關して計画せしも、未だ望みを達するの場合に立ち至り得ずして同年十月瓦解し、尚ほ益々衰微に傾く兆あるに依り、其翌十七年十二月有志者は又もや尽力の上、今回は各製造村より幾分の金円を募集し、之を以て資本金に当て、已に瓦解したる柳盛社を再興せしも是亦其の功をみずして解散せり。然るに昨十八年十二月、同国に於て勸業会を開き大いに之が衰微を挽回するの方法を議したる末、其成跡を各町村連合会に付し、初

めて資本金抛出の方法を立て、ついで同業拡張委員五名を選考せしに北村孫助・小幡弥助・山川又右衛門・佐川定次郎・佐伯文右衛門の諸氏当選したり。よりて同委員は奔走周旋し、かねて關係各町村より連合会の決議に基きて徵集する所の金五〇〇〇円の上へ尚又、補助として金五〇〇〇円の拝借方を本県庁へ出願し、都合一〇、〇〇〇円を以て一つの会社を同郡に立て、以後全く大阪商人の手を離れ専ら独立してその販路を拡張し、今日の衰退を回復するの見込を以て右委員なる山川・佐川の両氏は資本金拝借の願書をたずさえ、又西山城崎郡書記は其の事実陳述の為、共に此程來神し、目下県庁へ向け出願最中なりと聞く。

(4) 内国博覧会出品評

明治二十三年『但馬會雜誌』第三号

第三回内国勸業博覧會但馬出品評

評會員 池田謙三

(上 略)

柳骨李

豊岡近傍ノ特有物産ト云フベキモノナレドモ惜シムベシ、出品数寡クシテ価モ亦総テ安カラザルガ如シ。而シテ其^(原)元料タル但馬ノ柳ヲ以テ神戸大橋庄太郎氏ヨリ世ノ嗜好ニ適スル軽便ノ厨具及ビ日用品ヲ製造シタル出品、又大阪南久太郎町葛籠九兵衛氏ノ骨柳製ニテ内外日用雑器・旅行行李等ノ出品ノ如キハ価高カラズ、細工モ巧ミニシテ、其製造ハ宣シク同郷当業者ノ模範トスルニ足ルベシ。豊岡近傍九日市ニ山川又右衛門・滝五郎氏等ノ熱心家アルニ拘ラズ、我原料品ヲ以テ却テ他国人ノ先鞭ヲ就クル所トナル。我々素人ニモ甚ダ残念ト感ジタレバ、当業者ノ人々ハ殊ニ注意ヲ惹起セザル可ラズ。元來、此業ハ他業ト異リ年中間断ナク為シ得ベクシテ、実ニ国家ノ福資ト云フベシ。殊ニ現今、他県人ノ競争スルモノ少キヲ以テ、少シク社会一般ノ嗜好ヲ察シテ製造ヲ巧ニシテ運送費等ヲ減少スルノ道ヲ得バ、将来ノ需要増加スルヲ期シテ待ツベシ。更ニ之ヲ細評センニ、西山庄七氏ノ三ツ組壹円七拾錢ノ分ハ高カラズ、将来売行キ多カルベシ。佐川恒太郎氏ノ五ツ組五円モ高カラズ。八木長右衛門氏ノ拾式円五拾錢ノ分ハ上等ナレドモ少シク高価ナルカ如ク、東京府出品ノ部ニ山川滝五郎ノトロンク鉄縁チノ分アレドモ、大阪葛籠九兵衛ノ帯革付シタル旅行行李ノ用途広ク頗ル便利ナルニ如カザルヲ覚ユ。両掛ノ出品ハ観客ヲシテ単ニ往時ヲ追懷セシムルニ止マリ、今日ノ实用ニ適セズ。却テ其思考ノ拙ナルヲ嘆ゼザルヲ得ズ。東京大坂屋市右衛門氏出品ノ大三ツ組八円五拾錢・大鐘善藏氏ノ五ツ組五円五拾錢ノ如キハ、価高カラズ实用ニ適スルヲ以テ、遙ニ観客ノ顧見ヲ挽キタルヲ見ル。

出石郡神美村^(香住)ニテ川端恒三郎氏外六品計リノ分モ通常ノ出品ナレドモ、能ク実用ニ適シ、価モ高カラスシテ皆売約済トナルヲ見ル。

(5) 柳行李品評会

『但馬新聞』明治四十三年四月二十八日

●第一回柳行李品評会

城崎郡柳行李品評会は去る二十五日より豊岡小学校講堂に於て開会、審査長は本県技師大山爾也氏にして審査員は遠藤嘉吉郎・八木長松・上田義三郎の三氏其任に当り、昨二十七日褒賞授与式を挙行せるが、当日は知事代理として前川事務官臨席來賓として豊岡町在官公署長・中小学校長、外組合員二百余名參列。(中略)終式後(中略)組合員二百余名は日吉公園に於て^(行李製造同業組合)組合発会式を兼ね酒宴を催せり。今回の出品総点数

は二百十六点、出品人二百十二人にして受賞者人名を掲ぐれば左の如し。

▲一等賞(金牌)三名 ●七寸永一番・田鶴野村 深田長一●七寸一二番葉屋・八条村 岡田保造●紙文庫・田鶴野村 佐竹勘十郎

(二丁四等略)

(6) 城崎郡の柳行李

『但馬新聞』明治四十三年八月二十八日

城崎郡に於ける物産沿革(四)

●柳行李

沿革 城崎郡に於ける杞柳栽培・柳行李製造起源詳からざるも、今を去る三百二十余年前、天正年中既に之を耕作製造し、後寛文年間に至り漸く此事業の盛況を呈せらるものゝ如し。而して往時は著しき盛衰なかり

しも慶応年度以来、年々価格高低を来し歳々事業の弛張を免がれざるに至れり。概して明治六年頃迄は稍隆盛を極めしも、其後漸次衰頹し明治九年頃は殆んど廃絶せんとするの状を呈せり。越へて十年に至り再び恢復の兆あり。恰も同年第一回勸業博覧会の開設に際し之が製品を出陳し販路開通の方法を講し、又同業組合を設置して製造に改良を計りしより漸次繁盛に進み、遂年作付面積を拡め産額を増加するに及べり。越へて明治二十七、八年の役に軍需用品に採用せられ、為めに需用激増の結果、原料に不足を告げ価格暴騰し、三十一年頃より需用漸次減退し三十七、八年に至り再び戦役に際し軍需品として多大の供給を為したる為、価格大に昇騰したり。続いて滿韓地方に於ける需用頓に増加し、四十一年春頃までは価格も原衡を保ちたりしも、其後一般物価の低落に伴ひ柳行李の価格も低落したるも、需用は之が為め減退せず却て増加の傾向あり。

海外輸出を計る為め滿韓地方物産陳列場には悉く出陳し、万国博覧会にはコロンプス世界博覧会以来毎回出品して販路の擴張に力めつゝあり。

生産状況 柳行李は城崎郡特有物産の姿なりしも、近來岐阜県・高知県、其他に於て生産するに至りたるを以て自然競争を免れざるに至れり。然れ共、需用年を逐ふて増加するを以て価格に高低あるも生産には大なる影響を及ぼさず、只競争が価格の低きにより行はるゝを以て自然粗製に流るゝの弊あり。

販路の消長 販路は大阪・京都・東京・名古屋・広島・神戸等にして別に消長を見ず、三十八、九年頃より滿韓地方に輸出するもの増加しつゝあり。

(中略)

従来に比し改良せる事実 組合を設けて検査を行ひ、従来区々なりし形状寸法を定め、破損し易き場所に革又はスツクを付着し、携帯に便ならしむる帯皮を付す

る等改良に勉めつゝあり。

奨励施設 従来柳行李商人の設立したる組合ありしも、製造人の設立したる組合の設置なかりしを以て本年之を設置せしめ、検査方法を定めて従来商人組合に於て施行せし検査を製造組合に於て行ふことに改めて、製品の改良を計りつゝあり。

(7) 不景氣にあえぐ杞柳業

『毎日新聞』昭和五年八月十五日

一時間の労銀

僅か一錢銅貨一枚

粥もすすれぬ職工たち

問屋も青息の杞柳業

豊岡地方の杞柳業界は久しく不況また不況で職工側・問屋側共に四苦八苦の有様であつたところへ、更

に本年四、五月ごろから一層製品の價格が低落し昨今の相場は、

浪ズツク付大馬二円五十錢・同永尺一元九十錢・同大荷一元六十錢・両ズツク山重大馬二円三十五錢・
(藤) 藤バス錠付 (二つ入り、以下同) 入 三元五十錢・塗二尺三入八
円・新トランク二尺三入九円で、

底抜相場といはれた昨年の同期に比して更に約三割方の暴落を示し、これがための商況は一層不振となつて現在の職工加工賃の如きは縁掛(ふちかけ)が一ヶ月二十四、五円から三十円まで、生地編が一日五十錢乃至八十錢ぐらゐ、ズツク付は一ヶ月七、八円から十二、三円まで、ひどいものになると朝から晩まで十時間余も働き続けて僅々十錢から十五錢にしかならぬといふものさへあり、正に一時間の労銀一錢也という哀れな状態で職工の内には粥もすすれぬ悲惨な者もあり、商店側等も外観は堂々たる店舗を張って表面をつくろつてゐるが、

内部の整理を行つたら恐らく八割くらいは倒産するだらうといはれ、全く底を割つた超不景氣を現出している。

(8) 豊岡の杞柳工業とファイバー工業

『神戸新聞』昭和十年七月二十三日

兵庫産業風土記 ④ — 実業丁稚

杞柳細工の本場

新興のファイバー工業

豊岡町の巻

(上略)

生産物の総価額は二百六十万円を算し、工産物はその九三%を占め農産物は同じく五%に当り、他の二%は畜産・水産及び林産であるから豊岡町は工業地といふべきである。しかし、工産物は二百四十六万円にし

て杞柳工業の産額はその七七%を占め、本県杞柳製品額の八八%に当りその第一位である。又、本県杞柳製品総額の六八%を占めて正に日本一である。豊岡町の杞柳製品は往古よりの特産にして、風土記に但馬名産柳籠裡(こおり)とあるとこのことで豊岡町は本邦における杞柳製品の主産地とあり、またその取引市場であるといふ名に欺かないのは喜ぶところであるが、近年は他の府県においても競ふてこれが製造に力を注いでいるのみならず、時運の推移に伴つて、これが代用品の市場に進出するもの漸増するの傾向は頗る濃厚であるのに鑑み、「柳行李なら本場に限り

本場なかせの行李(うそぶ)ない」

などと空嘯(うそぶ)いて呑気に唄っている時ではない。更に進んで製品の改善に努めて斯業の発展を図り、歴史ある但馬杞柳製品の名を永遠に保持せられたい。

又、ファイバー工業は豊岡町の新興工業の一にして、

杞柳工業に次ぐ重要な地位にある。その製品の多くはスーツケース及トランクが大部分を占めて産額約三十万円に上り、又日本一にして豊岡町がその本家であるやうに承知している。本工業は将来有望なるものであるが、聞くところによると販売の競争から価格を低下する結果、粗製品が販出さるゝとのことである。斯くしては、折角の新興工業の前途が思ひやられてならぬ。互に粗製濫造を戒めて、権威ある製品を市場に送るべく努められたい。(下略)

(二) 商工業団体

(1) 豊岡商法集会所

『日本立憲政黨新聞』明治十七年六月六日

○豊岡商法集会所 但馬国豊岡は一小都会にして、元豊岡県庁を置かれたる土地なれば商業も随分盛んなり

しが、兵庫縣へ合併以來支庁をさへ廃され、次第に商業の衰頽を致せしを以て同地の有志者は大に心配し、豪商數名と協議の上、先づ第一に商法集会所を設け爾來毎月定日を極め同所に集會して商業上の得失利害を討議せんと目下その草案編制中なる由、同地よりの通信に見ゆ。

(2) 商工会議所待望論

『但馬新聞』明治三十九年一月一日

商工会議所の設立を望む

(上略) 思ふに地方的戦後の経営に就ては固より多種多様の解決の試みらるべきも、吾人は或意味に於て蓋し中流下の民衆を利導し巧にこれが活動を謀るを以て慥に戦後経営の第一要義たりと信ず。(中略) 吾人は但馬の現状に見て、民衆活動の策は蓋し実業的機關の組

織を以て一大急要なりと信す。抑も中流下、即ち多数民衆の活動は半面に於て自ら貨物生産の饒多を意味すること言を俟たず、貨物生産の饒多は又自ら販路の拡張を意味すべし。而して販路の拡張や吾人これを実業機関の力に俟つの最も志慮ある方法なりと信す。然り而して吾人か茲に唱道する実業的機関とは、商工業会議所とも称すべき団体則ち是なり。若し夫れ此の種の機関にして果して組織せらるゝとする但馬的戦後経営に一大解決を与ふるものといつて妨げず。(中略) 陰陽連絡線の近く工事に着手せられんとし、久美浜築港亦(鎌厩)方に工事半はならんとす。之等はともに近き将来に於て我但馬に重大なる運命を齎らすべきものなるに於てをや。されは仮令、今次の役無しとするも商工会議所の必要は既時勢(に)が刻々吾人に要求しつゝある処、今に於て之を云ふ寧ろ聊か遅れたるの憾無しとせず。

(下略)

(3) 豊岡実業会

『但馬新聞』明治四十三年三月五日

●豊岡実業会評議員会 さきに町当路者及区長幹事会に於て創立したる豊岡実業会は、去四日午後七時豊岡町役場楼上に於て評議員会を開く。出席者は区長及各町より選出したる評議員四十余名・古川助役、仮会長席に安田区長幹事番外に就き設立の経過を報告し、各員之を承認し、(中略)五日午後引続き評議員会を開き(中略)会頭岡毅・副会頭由利三左衛門の両氏当選。(下略)

(4) 豊岡商工会

『新訂・豊岡案内』大正十一年八月

豊岡商工会 大正元年八月設立。当時、故・岡毅

氏を会頭に推薦して当業会の進歩發展を策し、製品の改善・声価の向上を計ると共に、苟くも本町の隆替消長に関する諸問題は之を商工業者の利害休戚に考察して研究査覈を遂げ、彼の但丹鉄道速成問題の如き本会又た別働隊として之が運動に全力を傾注し、漸く其目的を達成するの機運を招致したのは本会役員の運動が与つて大に力あるものである。岡会頭歿後、佐川恒太郎氏其後を享け現在会員二百八十余名、本町又年額二百円の補助金を交付して本会の維持善導に資し、本町商工業者の有力なる機関である。(下略)

○この会は昭和二十一年十月十四日に豊岡商工会議所、同十二年但馬商工会議所と改称したが、同二十五年七月五日に豊岡商工会議所に戻り今日に至っている。

(三) 瓦製造業

仁木孝氏藏

(1) 太改社規則 1

太改社条

- 一 這般明治四年辛未七月十四日藩ヲ廢シ県ト定リ、手広く相成力故ニ瓦製造所新築多分出来ニ付、薪価・雇人賃・諸品高直相成リ、仕入方多分ノ金費、且ツ又瓦売捌方ハ諸人掛引強ク、次第ニ売下落シ不計困窮ニモ押移ル。依テ明治十三年庚辰七月廿日、初テ集會仕、太子講年々五度相勤メル定約致シ、是ヲ太改社ト号可守事

規則書

第壹条

太子講組立毎年一月・三月・六月・八月・十月、右月

一名指添可致事

廿二日相勤可申事

但シ、歩合ハ上等ニテ四歩六厘

第二条

次 五歩

社金五拾錢宛出金致シ、社員エ受置キ、金拾円満ル上

次 六歩

ハ至当利子ニテ社外エ貸付可致事

第七条

第三条

瓦売先ニテ社名申間敷事

瓦、定ノ代価又ハ売捌方、社中エ妨ケ無之様可心得事

第四条

右条々規則堅可相守事

薪買入ニ付、不割合ノ買増シ社中エ妨ケ無之様可心得

明治十四年正月三日

事

社中連名 佐伯 清太郎

第五条

仁木 伊兵衛

従来雇入抱ノ職人ヲ社中内ヨリ勝手ニ任セ招出シ、妨

大槻 安之助

無之様可心得事。且又、達テ不手廻リノ節ハ社内エ相

寺谷 良助

談掛ケ借職人等ノ助合ヲ可致事

長谷川兵治郎

第六条

社長 仁木伊兵衛殿

瓦、入札ニテ請負ノ節ハ、社中ノ内一名ニテ請負、又

副 佐伯清太郎殿

(2) 太改社規則 2

(表紙)

<p>瓦製造家定約証</p> <p>明治十六年</p> <p>癸未二月</p> <p>太改社中</p>

規則前書

一 維新以來、瓦製造家多分相成候處、尚又瓦屋根葺ヲ職トシ瓦取次ヲ致ス人有之候。然ル處、右取次売人製造家ヨリ瓦ヲ持出シ勝手ニ売捌キ製造店方エ追々殘金相嵩ルトキハ不算ヲ捨置、他ノ製造店ニ掛合買求メ、甚不都合致ス人有之ニ付、製造家ニ於テハ迷惑不少候。依テ此度、太改講中熟談ノ上、マコ法方ヲ取究候間、規則書左ニ記ス。

一 条

一 取次売人ヨリ製造店エ不算有之由ヲ右製造店ヨリ

社中エ可申出事

二 条

一 右等不算有ル人ニハ連印名々店ヨリ少分タリトモ

瓦売渡間敷事

三 条

一 右是迄ニ不算有ル製造店ヨリ一端、社中エ申出候

上ハ、計算済カ又ハ慥成確証受取ヲ社中エ一覽仕、

示談相調迄ハ右服知人(マヤ)ノ店タリトモ売渡ス間敷候事

四 条

一 右ノ趣意連印致ス上ハ、以来意違無之、嚴重相守

リ可申事

五 条

一 右ノ連書心得ナガラ瓦売渡ス店有之ニ於テハ、違

約ノ謝トシテ生酒壺斗社中エ持出シノ事。若シ、不

算ヲ匿シ偽ルトキハ同様ノ事

明治拾六年

未二月

製造所連名簿

(原文一段書き)
 仁木 伊兵衛・佐伯 清太郎・大槻 安之助・
 寺谷 良助・長谷川兵治郎・佐藤 佐五郎・
 加藤 由兵衛・蜂須賀清 助・原田 治助・
 広岡 勇助・長柄 喜作・伊地知弥 市

(3) 城崎郡瓦製造業組合規約

城崎郡瓦製造業組合規約

第壹条

本組合ハ城崎郡瓦製造業者ヲ以テ設立ス。

第二条

本組合ノ目的ハ、瓦製造業者ヨリ製品売捌ク(価)價段ニ
 競争ヲナシ、互ニ低價ヲ以テシ、組合中損害ヲ蒙リ、
 大ナル影響を及ボスニ付、直段(値)不同ナキ様ナサン為、
 本規約ヲ設クルモノトス。

第三条

本組合ハ第二条ノ目的ヲ達スル為、瓦製造業総理人

二名ヲ置ク事

第四条

本組合総瓦ヲ総理人ニ依托シ、一切組中人ヨリハ他

ヘ直取引ヲナサズル事

第五条

右第四条ニ定ムル所ノ規約ヲ守ラズシテ、一枚タリ

トモ無断売捌クトキハ破約金トシテ本人ヨリ金

(空)
(白)
 本組合ヘ納ムベキモノトス。

第六条

本規約第三条ニ定ムル総理人二名ニハ(口銭)報酬トシ

テ売却毎ニ瓦代金ノ内幾分ヲ総理人ニ授与スベキモノトス。

第七条

本郡瓦職工、得意先或ハ他需用家ヨリ注文シ来ル際ニハ本組合定メノ^(値)値段ニテ同家ヨリ売却ク事ヲ得ルモ、代金ハ總テ総理人ニ依托スベキ事

第八条

本郡瓦製造業者タルモノハ、毎年春秋二期懇親ヲ兼テ会合ヲナシ、互ニ意見ヲ述べ、本組合ノ利益ヲ計ルベキ義務アルモノトス。但シ、会費自弁ノ事

第九条

本郡瓦製造業組合人ハ会合ノ際、仮令病疾或ハ要用ニテ欠席スルモ会費ハ本組合ニ納ムベキモノトス。

第十条

瓦製造業組合人タルニシテ掛売リナシ、資本ニ困却ナスモノニハ、総理人ヨリ少分ノ金円ノ前借ヲナス

事ヲ得ルモノトス。

第十一条

本組合中、製造ノ瓦ニ一々等級ヲ付シ、其々^(値)値段ヲ本組合総理人ヨリ定ムルモノニ從フモノトス。

○この規約には年月日がないが、前掲太改社の流れを引くものである。

(四) 煉瓦製造業

(1) 但馬煉瓦製造株式会社株券

北村公司氏蔵

第三五四号

但馬煉瓦製造株式会社株券

垣添石松殿

一金 貳拾円也

第一回払込 金五円 明治三十一年三月一日

払込済

右、垣添石松殿当会社ノ定款ヲ遵守シ、資本金ノ内
金貳拾円即チ壹株ノ持主タル事相違ナキ証拠トシテ
此仮株券ニ当会社印ヲ捺シ交付スルモノナリ。

但、此仮株券ハ追テ株金全額払込済ノ上、本株券
ト引換スベシ。

但馬煉瓦製造株式会社

社長 森垣彌三右衛門

明治三十一年 支配人 森垣 彌右衛門

二月十日 取締役 蜂須賀 清助

取締役 北村 孫四郎

取締役 垣添 石松

○この会社は、舞鶴鎮守府の開設による資材需要を見込んで
創立したものという。垣添石松は塩津で煉瓦製造に従事、

三宅焼を創始、後に豊山焼（沢田焼）に転じた。その過程
でこの会社の技術重役に就任しているが、明治三十一年五
月には早くも株券を手放している。

(2) 中江煉瓦工場

『但馬新聞』明治四十年一月一日

●煉瓦製造所創設 鉄道作業局が山陰東線当郡内付

近に使用すへき煉瓦の総数は約三、四千万個を要する
趣きなるが、之が為め大坂^(阪)に在る中江種造氏は一大煉
瓦製造所を当地近傍に創設せん計画にて目下夫々準備
中なるが、当地宝林銀行支配人相坂虎次氏は去月来是
等諸般の用務を帯ひ上京中なりしが過日帰着せり。

『中江種造伝』

第十一 中江煉瓦工場

兵庫県城崎郡豊岡町小田井町権現堂に創設された中江煉瓦工場は、もと和田山町太田太右衛門氏がこれを計画準備中に資金難に陥り、遂に翁にこれが出資を求むるに至ったもので、宝林銀行の相坂支配人が専らその経営に当ったが、いま残存せる中江煉瓦工場の官衙往復綴によると、明治四十年三月十八日に煉瓦工場建築につき県道法面埋立願を服部知事宛提出、同五月五日同様煉瓦製造用のため汽罐機械据付願を提出、同七月二十日には長さ五間の川船三艘新造につき鑑札下付を城崎郡役所に出願している、その事業に着手したのは、おそらく明治四十年の六、七月頃であらう。

然るにその後、同年八月下旬ならびに大正元年九月下旬に二回の大豪雨襲来し、円山川の大出水に見舞はれ、これがために多大の損害を受けたのと、(山陰線敷設)国鉄工事方面への売込が予期の如く円滑にゆかなかつたために事業とかく不振に陥り、大正初年断然廃業の止むなき

に至った。かくて翁がその郷土への折角の授産事業も、その製糸工場(坂産社)の失敗とともに可惜成功を取むることができなかつた。

○この工場製煉瓦は、市内数ヶ所の邸宅の塀及び但馬地域の旧国鉄諸施設に使用されたものが残存。

(五) その他

『但馬新聞』

(1) 電燈会社

明治四十三年一月十五日

●豊岡町電燈新計画 昨春設立認可を獲得したる豊岡電燈会社は昨秋既に豊岡町発起人側より姫路電燈へ権利譲渡をなしたる事、既報の如くなるが、其後姫路側に於ては誠実に着手する模様もなく(中略)町民はいたく姫路側の仕打に憤慨、当地有力者は此程来秘密

に集会を催したる結果、資本金六万円の但馬電燈株式(氣)会社を組織する事に内決し、去る十二日発起人総会を開き滝田清兵衛・由利三左衛門両氏は願書を携帶して県庁へ出頭せり。(下略)

明治四十三年三月十日

●豊岡電燈妥協顛末 豊岡の電燈事業は既記の如く其権利全く姫路電燈会社に獲得され居りしが、(中略)去る三日姫電社長内藤利八氏来豊の上、但馬電氣株式会社発起人側と交渉、(中略)四日深更に及んで妥協成立し、愈但馬電氣株式会社は近々認可申請許可となる可く、(中略)遅くも本年八、九月頃には吾か豊岡にも油の入らぬランプを見るを得ることならん。

明治四十三年四月二十四日

●但馬電氣株式会社目論見書の内容 当町及接続町村に供給の目的を以て発起されたる但馬電氣株式会社創立事業は、愈今回同社資本金六万円の予定なりしを第二期工事出石町送電計画の爲め更に四万円を増加、(廿二日起業目論見書を發表(中略)点燈供給区域を当町全部及新田・八条・五荘・田鶴野・三江の各村及出石町全部とし(中略)十燭光三千燈余を供給し得る見込にて其点燈料は一ヶ月終夜一ケに付、左の如し。

五燭光(外燈用) 四十五錢・六燭光五十五錢・八燭光七拾錢・十燭光八十錢・十六燭光壹円拾錢・二十燭光壹円三拾錢

此外に計量点燈料は壹「キロワット」に付き金拾六錢の割合なりと。(下略)

●電燈が点燈た

明治四十四年七月一日

ヒヤッ電燈が点いた。豊岡開關以来の事だ。昔のキリシタン宗ぢや。十万円の株式会社総建坪二百坪の煉化造り、山陰一の建築物、六十四キロワットの発電機が二台、それに対する万端の補助機関、見るから猛烈なものぢや。驚くなかれ三万三千燭光、十燭光の電球三千三百個爛漫として点火されたるそうぢや。それでも音響と振動のしない事が最新式ぢや。高橋技師・本間工学士それに獨逸技師のストエツカー氏などの専門家が熱心によつてくれた。愈々開業の暁は各所に點くアーク燈幾個最新式の最も自然に近い光りを放つものぢやげな。今一日、電気技術の顧問たる大島工学士が来て何かと試験の上、通信省の検査を経て愈々營業を開始するのは本月十五日頃、補助機関を始め試運転以來斯くの如く結果優良なものは多く稀なそうぢや。

豊岡の為には無上の幸福ぢや。去る三十日以来昼夜社内点燈を試みつゝありと聞きたる男女学生、火事場のやうに毎日の大人氣。

○
明治四十四年七月二十日

○
豊岡電気株式会社にては(中略)愈来る三十日(日曜日)を期し郡公会堂に於て盛大なる開業式を挙行することに決したり。

○
明治四十四年七月三十日

○
豊電会社の沿革

(上略) 明治四十三年一月、岡宝林銀行頭取・滝田新栄銀行主、外八名、我但馬の地に電力供給の会社を設置せん事を發議し、但馬電気株式会社設立の願をなし

たり。是より前、姫路電燈株式会社社長・内藤利八氏、外数名は同会社の分身として我豊岡の地に電気事業施設の認可を受^(け)し、其権利を得たり。之実に明治四十一年の事となす。

此に於て同社と交渉の結果、滝田清兵衛・由利三左衛門の両氏、該権利を譲受け四十三年四月十二日付を以て逋信大臣に認可申請を提出し、翌五月十三日付を以て無事許可書を交付せられたるなり。是実に今日の豊岡電気株式会社の誕生なりと為す。

茲に滝田・由利の両氏上阪し、一切の機械を購入す可くシーメンル・シツケルト電気会社に到り一切機械購入の契約を為し、六月二十日愈株式の募集に従事し、次で七月九日第一回株金の払込を終了し、ここに同二十四日創立総会を開催(中略)、同株式会社の成立を見るに至れり。

(中略) 同十一月一日を以て工事に着手、爾来半歳を経

て建築工事の竣成と共に機械の据付に着手す。之即ち四十四年五月十五日なりとす。其後、(中略) 内外一切の工事竣功を告げたるを以て(中略) 同二十一日愈營業を開始し、今三十日を卜し郡公会堂に於て盛大なる開業式を挙行するに至れり。因に同会社の資本金は十万円なりしが、内一万五千円建築費・六千二百三十六円機械台基礎工事費・四万円機械全部購入費・一万円内外線路費・五千五百円用水設備費、其他を要したりと云ふ。(下略)

(2) ガス会社

明治四十四年十一月二十日

●瓦斯会社出願準備 今回、豊岡・城崎・生野の三

町に於て瓦斯会社を創立し營業を開始せん事を発起し

たる東京小沢男爵外数名の囑托を受けたる石原技師は、

此程来より城崎町三木屋旅館に投宿、目下調査の準備中なりと。

○

昭和八年五月二十五日

○三年ぶりに

但馬瓦斯認可

工場設置に急ぐ

昭和三年設立を認可された但馬瓦斯株式会社は発起人伊地智三郎右衛門・大江仁兵衛氏らの奔走の結果、姫路瓦斯の浜本氏を大株主として会社を創設、豊岡町本・元三丹電気会社の建物を利用して本社を設置に決定、豊岡全町に亘つて鉄管の敷設をなし、昭和五年六月工場の施工認可を申請した処、タンク問題から地元の反対があり、更らに民政派有志からの反対陳情から

政党の問題となり今日に至つたが、商工省では認可を阻止する何等の理由もないので五月一日付を以つて十九日三年振りに認可して来た。申請者会社側では近く株主総会を開いて第二回の払込みを求め、工場の設備に着手する事になつた。

2 農 業

(一) 新田開発

(1) 下気多新開と見積り

「新開懸御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

一、二月三日御詰所、私共御召出シ両御県様御例席ノ上、被仰付候義ハ此度御支配下村々新開可相成場所
有之村方ハ畑田成・野山・寄淵ニ不限、都テ水懸リ
工風相付候場所ハ開田被遊度御思召ニ付、社中ノ者

人選ノ上取極メ可申達候。右ニ付、御趣意ハ開田ノ上、壹石徳米ノ内四斗御景御積米御陣屋御修覆御手当ニ被遊、四斗ハ古地主ノ夫々へ下置、右地面ハ永々

売散不相成候様被成置候ハバ、郡中ノ為メ且ハ社中

ノモノドモ永々分功相立候義、尤御上納ノ儀ハ是迄

ノ通り天朝へハ御上納開田余リ米ノ内ニテ御上納引

去リ、残り正徳米前書ノ通御割符被為成下候義ニ付、

丹誠ヲ尽シ可申段被仰聞候ニ付、開田入費ノ思召ハ

如何ノ御積リニ候哉奉窺候処、右ハ当景錢券ヲ以、

貸渡シ可申候間、右ヲ社中ノ者引請、開田上リ米ヲ

以趣法相成、新田社加印ノ分ハ御景御心配ニ不相成

様引換相立、年限ヲ以追々ニ引揚可申積リ社中取極

メ候上、書取ヲ以趣法可申出候。右ハ其方共へ頭取

世話方被仰付候事

一、二月十三日、氣多郡新開場有之村々御聞へ達シ、

奥田様御出郷、右付添イトシテ大田垣出役被仰付、

大繩御見分相濟候村方ハ故障ノ義ハ勿論、大繩内古
帳面空地ノ場所トモ未細取調帰景可致様被仰聞候ニ
付、奥田様御供仕候事

覚

奥田久美浜景少属 付添イ

大田垣四郎右衛門

田中 彦右衛門

上下五人

一、両掛 壹荷、此人足 壹人

右ハ (すなわち) 御用ニ付、明十二日朝六ツ半時久美浜出

立、左ノ村々巡村候条、書載ノ人足差出シ無遅滞繼

立可申候事

(明治三年)
午二月十一日

久美浜景 駅通方

(原文村名一段書き)
上郷村・中郷村・引野村・土淵村・伏村・

加陽村・清蓮寺^(令)村・芝村・野々庄村・八鹿村

(2) 新開手続書

赤木一彦氏蔵

畑田成新開手続書

氣多郡 ^(原文、村名一段書き) 上郷村西・同村東・中郷村・引野村・

土淵村・加陽村・清冷寺村・八社宮村・

伏村・芝村・野々庄村

右村々畑田成開田ノ儀ハ去ル明治三年二月十二日、元

久美浜^(伊)猪王野権知事様御代、御官員奥田翰右衛門様

並ニ 付添大田垣四郎右衛門、伊福村八幡山麓上郷村用

水ニ堀抜仕度ニ付、水盛願出候処、右為御見分ト被成

御越、夫ヨリ同村へ堰場御見立ニ相成、右村々畑方御

見分、水相掛リ候分、大繩被遊御分見、畑田成開田可

致旨被仰渡候処、何分新規ノ事ユヘイカガ被仰付候哉

ト村々地持小前ノ者共故障申出候処、一旦御帰県ニ相

成、其後三月廿八日ヨリ松本大参事様被遊御見分、右

村々役人 並ニ 地持一同御呼出シノ上、当度開田御目論

見ノ義ハ全体御上ノ御益ノミニ無之、近来追々米価沸

騰、已ニ石別十四両ニモオヒ候次第、村々窮民共為

御救助ノ御普請被遊御取立候御趣意ニ付、一同承服可

致旨被仰渡候処、兎ニ角苦情申立候モノモ有之候処、

彼是故障申出候モノハ天朝ノ御地面へハ差置不申候段、

嚴重ノ御利解ニテ無余義奉畏御請仕候処、右御用先ニ

テ河本浜次郎・西村次郎兵衛、開田御用懸リ被仰付、

地懸リニテ白髭浅右衛門へ御用下懸、植村甚左衛門・

長砂九左衛門ハ肝煎役被仰付、引続井溝普請ニ取掛リ

可申段被仰付候へ共、米穀扠底ノ折柄、未不突入内溝^(二)

筋御取懸リノ儀ハ御免可被下旨願出候付、荒方実法ヲ

相待候処已ニ植付前ニ差向ヒ、日數モ無之、別テ上郷井口ヨリ今森村境迄ハ溝長サ三千四百七拾三間半モ有之、中ニハ上郷^字高ほぶき高サ十五、六間ノ岩山切落シ溝筋ヲ付候処モ有之、出石川ニテハ川幅十六間、高サ三間ノ飛瀬、是等ハ普請モ余程六ツケ敷、其外諸々難題ノ廉ニ迎モ当年ハ少シノ植付モ難出来段申上候処、御役所ノ御威光ヲ以、何程ニテモ人夫雇入、是悲少^非シニテモ植付ニ相成候様、勉強可致段御用懸リノ者へ厳敷被仰渡、実以困リ入候へ共、無抛一同昼夜打掛リ、力ヲ尽シ、種々手賦^(てくばり)ヲ致シ、村數六十ヶ村余モ相集リ、日々千人或ハ千五百人宛割付ヲ以、為繰出、一時ニ普請取懸リ、田畑居屋敷へ見通シ、新二幅四間余ノ溝筋取設ケ相成候。就ハ家崩取、屋敷替致シ、或ハ居屋敷キ切崩シ候場所モ有之、田畑多分溝敷潰地ニ相成候ニ付、様々ノ苦情申出シ御県ノ御威光トハ乍申、実以掛リノモノ共ニテモ日々多人數相手取、説得モ及兼、多

分人夫差向候処、地主罷出差支へ故障申出候モノモ有之、人夫ノ費へ不少、無余義御県へ御達申上候処、知事様御見分ノ上、当年ノ義ハ前代稀成米高ニ付、下方ノ困苦モ憫然ノ至リ深御察シノ上、為御救助ノ御普請御目論見ニ相成候上ハ入用ノ多少ハ不被為厭候間、為筋宜敷様可致遣旨厚御諭シニ相成、左ノ通書付御下ケニ相成候。

一 溝筋普請モ村々役人共ヲ始、小前末々迄出精ノ力ニ由テ殆ト出来候処、最初見分ノ時トハ余程溝底モ高ク相成候ニ付テハ概定致置候繩ノ外ニモ開発場所多分有之趣、然ハ繩ノ内外ヲ不論、都テ溝筋ノ水ヲ引、^(やしなひ)養ヲ可取場所ハ一畝モ不残ヲ開発致候様、村役人ヨリ篤ト可相諭、元来但馬国ハ民口ニ比スレハ田畝寡少ニシテ他輸入米無之時ハ豊熟ノ年ト雖トモ民食欠乏ヲ不免土地柄故、春來所々ニ於テ新開^(以)ヲ募リ一二ハ今日救荒ノ一助ニ充テ、二ニハ永世民食

不足ノ患ヲ令除度厚キ御趣意タル事ヲ能ク了解シ、
精々開発イタスヘク候也。

午五月

上郷村外

県庁

五ヶ村役人中へ

右御書下ヲ以、被仰渡候付、猶更小前ハ勝手儘ニ申募
リ存外不益ノ費ニ相成候ヘトモ溝川普請モ出来、開地
モ四町余ノ植付ニ相成、^(さて)儲又堰ノ儀、平水ニテモ屯人
余モ相掛リ候積リニテ堰入用ノ見込ハ無之処、二瀬モ
川上へ繰上ケ場所替致候へ共、四尺ノ余モ関上不申候
テハ通水不仕、最初ハ杭関キノ積リニテ取掛リ、追々
大石ヲ以、関留候儀ニ付、根元ヨリ切込、度々及破損
ニ不容易金子相懸リ候へ共、少分ニテモ植付仕候ニ付、
捨置候テハ忽チ早魃ニオヨヒ殊ニ地持ノ者共、堰ノ義
ヲ怪踏^(あやぶみ)人心ヲ惑シ、故ニ幾度及破損ニ候トモ是悲関留^(非)
遣シ候様被仰付、五、六度モ切損シ、其上八月ノ洪水

ニ溝筋悉破損致シ、堰ノ普請中ニ相保候見込難付、当
事ニテハ官費御普請ニ相成候ヘトモ自弁致シ候ヨフ相
成候テハ逆モ相続不仕杯申出候処、八月十日山中武右
衛門様御出郷ニ相成、小前ノ申分尤ニハ候へ共、堰ノ
義ハ石積置関ニ相仕立、万代不益^(題)ト申事ニ致、遣シ候
旨、不及案スルニトノ御申論シニテ春御繩入分、残り
屋敷掛リ麻畑等除ノ外、大概水掛リ候分ハ不残ヲ御繩
入、新開場ト御確定、其節地主・小前一筆限反別帳差
上候処、尚秋開ニ被仰付、同月十七日右山中様・大塚
様御見分先キ上郷村御泊リ先ニ御用懸リ河本浜二郎・
西村次郎兵衛・大田垣四郎右衛門、右三人御呼出シ被
成、開田仕法組立可申旨被仰渡候へ共、前件ニモ申上
候通り多分見込違ノ入用モ相増、殊ニ米価モ最初ハ石
別十四兩余ノ御見込、其節ニテハ格別ノ下落元積リニ
無之、堰ノ入用辻逆モ算当難付候へ共、豫メ積リ書ヲ
以、仕法書差上候処、堰組立ノ絵図面并入用積リモ細

二相認差出シ候様被仰渡、夫ヨリ諸方九六鍬ニモ沙汰
 オヨヒ十五、六枚モ関方絵図積リ書等差上候処、二方
 郡七鍬村庄三郎ヨリ差出シ候図取用ヒ候様被仰付候処、
 其後十一月中猪王野様・松本様ニハ御免職ニ相成明治四年未
 ノ春ニ至リ候処、小松様御入県ニ相成、最早堰ニ取懸
 リ候時分ニ至リ小參事山下様ニ罷出、堰ノ義ハイロイ
 ロ被遊候御義ニ御座候哉ト御窺ヒ申上候処、去冬、差出
 シ候庄三郎凶面ノ通り堰普請並ニ残リ開ニ取懸リ候様
 御沙汰ヲ蒙リ、三月九日ヨリ堰普請ニ取懸リ追々開普
 請モ夫々ニ手配リ致シ、凡六、七分方出来候処、又候、
 五月十九日存外ノ洪水、井溝開地モ不残ラ大痛ニ相成
 心配仕、直様御届ケ申候処、最早山中武右衛門様ニハ
 御免職、山岸様ノ御懸懸ニ相成、荒地御順村ノ節、右
 痛所御見分被成下、早々普請出来仕候様被仰付、普請
 モ粗出来、一先切揚、勘定帳差上候様被仰渡、人足賃
 並ニ石材木買入代金其外雜費仕払帳巨細取調奉差上候

処、無間モ稻作刈入前ニ相成候処、上郷村開地一切・
 引野村西土手外新畑・土淵村・芝・野々庄分都合反別
 拾一、式町計ノ分一向ニ水保不申、不残ラ皆無ニ相成
 其外村々開田ノ分稻作不同モ有之ニ付、御檢見被成下
 度旨奉申上候処、古田稻作ト一処ニ檢分被成下候へ共、
 御取箇ノ御沙汰無御座候ユヘ其段御伺申上候処、未十
 一月廿一日ヨリ浅井様・篠原様御取箇定開田為御見分
 ト被成御出張、右掛リノ者御呼出シノ上、素々御用懸
 リ被仰付候ヨリノ手続御尋ニ付、前書ノ始末柄逸々申
 上候処、仮令県庁ヨリ申付候共格外ノ見込違相成、多
 分金子相掛リ算当不相立義ニ候へハ其趣相届ケ押テ申
 付候共、其儀ニ御座候へハ可及御断ニ旨申立候筈、右
 様多分ノ金高二相成、仕法モ難付義ハ眼前用懸リノモ
 ノ不取扱ヒニハ無候哉ハ不存奇、御差当ヲ蒙リ案外至
 極掛リ者トモニテハ大金御任セニ相成候上ハ御県庁ノ
 義故、寢食ヲ忘レ家事ノ用務ヲ相捨、御差図ノ通り相

勤候へハ御奉公筋ニモ相成候義ト一途ニ差心得、イカニモ心痛罷出候へ共、何分ニモ最初ノ見積リトハ堰入用ハ全々余分、其外廉々見込違モ不少、開地ノ内モ水保不申、十四両ノ見込ニテ御取懸リニ相成候。米価石

別三両内外、一ツトシテ存意通りニ相成候事無之、(いたらざる)不之^(七)十年ノ内、洪水ト申ハ難及三度ニモニ、御開田

始り候ヨリ前代未聞ノ洪水年二一、式度ツ、モ有之候義ハ天災トハ乍申、式ケ年ノ内丸掛リニ致シ飽迄苦心

仕候テモ実効不相立、還テ無思掛ケ御咎ヲ蒙リ候事、(命)運明トハ乍申、実ニ以、迷惑ノ次第ニ御座候。其後ハ

何ノ御沙汰モ無御座、御仕法モ立不申ニ付、無拠昨年破損所ハ掛リ村々ニテ仮割出金ヲ以、普請修覆モ仕候

処、尚又壬申七月十二日ノ洪水ニ井筋存外ノ大破ニオ

ヨヒ捨置候テハ当年ノ植付ニ差支へ殊ニ開田ノ分ハ地券願書ニモ相除キ有之、就テハ總計絵図面等ニ差支へ、先般地掛リ村々ヨリ書付ヲ以御伺申上候次第、尚委敷

義ハ御尋門^(四)ニ随ヒ口上ニテ奉申上候へ共、開田初発ヨリノ手続キ荒々奉申上候。以上

明治六年五月

御用懸リ
兩人

同下懸リ

(二) 分水

赤木一彦氏蔵

(1) 上郷堰分水

上郷堰分水約定書

上郷村外七ヶ村耕地用水、上郷堰ノ水ヲ引、府中最寄府市場村外六ヶ村ノ耕地へ今般新夕ニ水路ヲ設ケ分水御承知ノ上ハ、爾来右堰修繕費ハ双方水掛リ反別ニ割受可申、為後年掛村々并受理副戸長連印ヲ以、約定書仕渡申処、依テ如件。

上石村小前惣代 植阪六郎治

明治九年六月

芝村 同断

林 松治郎

一 樋門内法 高三尺
幅六尺 戸式枚

池上村同断

間狩一左衛門

一 樋門据方ノ儀ハ在来堰南詰樋門敷ヨリ壹尺上ケ

野々庄村同断

上田宇左衛門

一 位置ノ儀ハ堰北端ヨリ八間ヲ除キ水上へ居置^(堀)ノ事

堀村 同断

木村新兵衛

但、堰破損ノ節ハ東西水掛リ反別ニ割合、修繕

受理副戸長

長沢与三左衛門

可致義ハ勿論ニ候。尤、分水樋門口破損致シ候

同断

国眼幾太郎

節ハ府市場村外六ヶ村ヨリ修繕致シ候事

同断

保田利左衛門

但、南側樋門口元懸リ村々修繕可致事

(原文、
村名一段書き)

上郷村・中郷村・引野村・土淵村・加陽村・

清冷寺村・伏村・八社宮村

右ノ廉々示談行届候上ハ、為後年ノ双方連印為取換置候処、依テ如件。

右村々受理副戸長

引野村外二ヶ村副戸長

古橋孝之輔

古橋孝之輔 殿

上郷村外一ヶ村受理副戸長

赤木八左衛門

赤木八左衛門殿

伏村外二ヶ村受理副戸長

小西儀左衛門

小西儀左衛門殿

明治九年六月

国眼幾太郎

長沢与三左衛門

保田利左衛門

戸長

白髭浅右衛門

上郷堰分水二付、樋門据方規定

○

(2) 灌水契約

灌水定約書

第壹条 蓼川堰ナルモノハ元来川東七ヶ村ノ固有スル

モノニシテ、今度城崎郡江本・今森両村ヨリ開田地

へ試水灌漑ノ依頼ニ付、定約スル事左ノ如シ。

第貳条 溝渠開設ノ儀ハ最寄該村古田ヨリ五拾間ヲ除

キ、其定規内ノ周圍ハ譬小溝(ハ)ハ勿論、小畔通水筋ノ

称名ニ対スル姿形モ決シテ致間敷事

第三条 本年ヨリ城崎郡江本・今森両村開拓地字

南ハ伏村境、東ハ中堀、但シ從來畑地続キ

西ハ郡界、北ノ水末ハ江本村字徳三田マテ灌水通常費宛

トシテ、開田壹反歩ニ付、米壹斗拋出ヲ定メ、外非

常修繕費宛トシテ米貳升ヲ当テ合米壹斗貳升ツツ

引受ノ事

第四条 灌水通常及臨時費ハ、前記第三条ニ掲クル如

ク壹反歩ニ充ツル計米壹斗貳升宛、蓋シ該米代金ノ

儀ハ伏・清冷寺・八社宮(ヲ)澤テ三ヶ村ニ係ル小作米価

直段ヲ充要シ、年々五月十日・十二月二十五日兩度

ヲ期シ壹度半額ツツ送金可致事

但シ、常予修繕ノ儀ハ澤テ年々四月着手執行

ニ係ルヲ以テ、本項金額ノ中仮リ二前年度ノ

五分額ヲ以テ毎年五月十日限り出金可致定約

ノ事

第五条 開田反別増減取調ノ儀ハ、年々土用明ノ翌日

ヲ期シ現地一筆限り帳ヲ製シ置キ、固有七ヶ村中ヨ

リ調査ヲ受クベキ事

右、此ノ定約書五通ヲ製シ互相取換ノ為メ各村全權委

員茲ニ各自署名調印スルモノ也。

明治十七年六月二十五日

中郷村 藤本吉太郎(他)、引野村(二名)・土淵村・

加陽村(二名)・清冷寺村・伏村惣代七名氏名、略)

証人 八社宮村 立脇繁太郎(他、今森村三名)・

江本村(四名) 氏名、略)

前書灌水定約ノ旨申出ニ付、承認ノ為両戸長茲ニ押印候也。

城崎郡上組戸長

明治十七年

岸岡藤右衛門

七月二十二日

加陽組戸長

赤木 甚太夫

(下略)

○明治四年「豊岡藩庁日誌」によると、同年から江本・今森両村へ分水が行われている。

(3) 灌水報酬契約

為取換約定証

第壹条 円山川通り気多郡上郷村・松岡村西岸ニ達ス

ル字蓼川堰ヨリ府中組及八条組ニ貫通スル水路ヲ繼

続シ城崎郡小尾崎村字大門以北正法寺村外拾ケ町村

則チ野田組耕田エ永世灌水ノ義、今般協議相整タル

ニ付、永年間年々其報酬トシテ玄米六石宛野田組ヨ

リ堰元七ケ村ニ相渡スヘキ事

但シ、報酬米ハ城崎郡野田組小作米買上ケ直段平

均ノ相場ヲ以テ代金ニ換エ、年々十二月廿五日限

リ仕払フヘキ事

第貳条 野田組ニ於テ第壹条中ニ記載スル報酬米代金

渡方期日延滞スルトキハ、満壹ケ年間分水ノ所用權

ヲ停止スヘキ事

右ノ条々確守スヘク因テ双方連署ヲ為シ本証ヲ為取換

スルモノ也。

明治廿壹年 月

(六)

但馬国気多郡中郷村地主惣代

藤本 吉太郎

(他、引野村・土淵村・加陽村・伏村・清

冷寺村・八社宮村・豊岡永井町 △二名・

同新屋敷町・同小田井町・六地藏村・船町

村・宮島村・中陰村・上陰村・高屋村・正

法寺村各地主代表十七名氏名、略)

同 国城崎郡佐野村

取扱人 上島 要 三

同 国気多郡川東堰元担任兼

取扱人 赤木 甚太夫

城崎郡物産品評会規則

第一条 本会ハ私立城崎郡勸業会ノ事業トシ、明治廿

六年十一月廿五日ヨリ同月廿七日迄三日間城崎郡

議事堂ニ於テ開設ス。

第二条 本会ノ出品ヲ分テ左ノ五類トス。

第一類 米及粃・麦・大豆・小豆・粟

第二類 繭・生糸・真綿

第三類 工芸品・杞柳・麻

第四類 水産物

第五類 蔬菜・果物

第三条 前条ノ出品ハ城崎郡ニ於テ明治廿六年一月以

降ノ生産ノモノニ限ル。

但、工芸品ハ明治二十五年以前ノ製作ニ係ル

モノト雖モ出品スルコトヲ得。

第四条 出品数量ノ制限、左ノ如シ。

第一類 五合

(三) 耕作
(1) 品評会

「豊田区文書」豊岡市蔵

第二類 繭ハ一種ニ付、五合^(五分)。生糸ハ一種ニ付

二十五匁以上。真綿八十匁以上

庶ノ參觀ヲ許ス。

但、場合ニヨリ本条開閉時間ヲ伸縮スル事アル

第三類 個ヲ以テ数フルモノハ三個以下、反ヲ

以テ数フルモノハ一反、帖ヲ以テ数フ

第十条 出品ハ審査ヲ遂ケ、其成績優等ノモノニハ褒

ルモノハ五帖、組ノモノハ一組、対ノ

賞ヲ付与ス。

モノハ一對

第十一条 前条褒賞授与式ハ明治二十六年十一月二十

第四類 適宜

七日ニ之ヲ執行ス。

第五類 適宜

第十二条 私立城崎郡勸業会理事ハ別配^(重)圭式ニ準シ其

第五条 出品者ハ本籍・寄留ヲ問ハス城崎郡内ニ居住

受理内ニ於ケル出品目録ヲ製シ、明治廿六年十一

スル当業者ニ限ルヘシ。

月十日限り本会事務所ニ廻付スルモノトス。

第六条 出品ハ本会ニ於テ保護スヘシト雖トモ、万一

第十三条 私立城崎郡勸業理事^(重)ハ其受理内ニ於ケル出

盜難及風震水火等抗拒スヘカラサル事変ニヨリ紛

品ヲ取り纏メ、明治二十六年十一月廿三日限り本

失又ハ損傷シタルトキハ本会其責ニ任セス。

会場ヘ送付スルモノトス。

第七条 出品ハ売約ヲ為スコトヲ得。

第十四条 各町村役場ヨリ本会へ出品・運搬ニ係ル費

第八条 出品ハ開設中場外へ搬出スルコトヲ許サス。

用ハ、往復トモ其町村ノ負担トス。

第九条 開設中ハ毎日、午前八時ヨリ午後四時マテ衆

第十五条 本会出品ニシテ開設中売約未済ノモノハ、

閉会ノ後出品人所轄ノ町村役場ニ返付スルモノトス。

第十六条 出品ハ審査ノ為メ其全部、若ハ一部ヲ消費スル事アルヘシ。

第十七条 一人ニシテ数種出品シ各優等ニ位スルトキハ、其種類ニ從賞状ヲ授与スベシト雖モ、賞品ハ最高ノ分壹個ノ外授与セサルヘシ。

出品目録單式

(略)

(2) 小作契約

河本禎一氏蔵

(表紙)

明治二拾八年

小作規約書

二月八日

妙楽寺村

村内小作規約証

一 八条村ノ内、妙楽寺村地主ト小作人トノ關係ニ付、既往ノ慣行ヲ存続シ将来ノ維持ヲ謀ル為メ、双方熟議ヲ遂ケ茲ニ結約スル条項左ノ如シ。

第壹条

前年ヨリ取定メ為シタル小作米額ハ之ヲ増減スル事ヲ得ス。

第貳条

地主ニ於テ故ナク小作米増額、又ハ他ノ事故ヲ以テ我意ニ小作地ヲ引揚ケタル地所ハ、妙楽寺村兩總代

人（地主總代・小作人總代ヲ）及元小作人協議ノ上ナ
（云フ以下、之ニ做フ）
ラテハ小作スル事ヲ得ス。

但シ、小作米未納ニヨリ引揚ケラレタル地所ハ此
限リニアラス。

第參条

地主ニ於テ小作シ来リタル地所ヲ新タニ自作地トナ
シ、自作地ヲ再ヒ小作地トナストキハ、両總代人協
議ノ上、該地相当隣地比較ヲ以テ小作米額ヲ定ムル
事

第四条

小作米ハ田地ヲ除クノ外、總テ金納トシ、米納ハ其
年十一月^(ママ)日、金納ハ翌年一月廿日限リ延納スルヲ
得ス。

但シ、双方熟議ノ上、延期スルハ本文ノ限リニア
ラズ。

第五条

小作人ニシテ小作米金ヲ未納シタル節ハ第四条ノ納
期後三十日以内ニ之ヲ村内兩總代人へ通知シ、總代
人ヨリ仍ホ督促スルモ其期内ニ完納セサルトキハ右
人小作ニ係ル村内地所ハ悉皆地主へ引揚ケ、他ノ地
主ト雖モト小作セシムル事ヲ得ス。

第六条

第六條^(ママ)ニヨリ小作地ヲ引揚ケタルトキハ、其未納ニ
係ル米金元利金全ク弁償ノ義務ヲ終へタル後ニアラ
サレハ再ヒ小作セシムル事ヲ得ス。

但シ、小作人該未納金全ク弁償シ、義務消散シタ

ルトキハ再ヒ小作ヲ許ス事得^(ヲ)。

第七条

本規約実施ノ為メ左ノ總代人ヲ互選スル事

但シ、任期ハ弍ケ年トシ毎期改選スル事

一 地主總代

壱名

一 小作人總代

壱名

第八條

本規約証ハ向後式ケ年間ヲ有効期限内ト定ム。

但シ、満期ノ際、右規約証書ヲ改正セサルトキハ

該規約ヲ改正スル迄再用スル事ヲ得。

第九條

右ノ規約ニ違反シタル者ハ村内規則トシテ一同諸交

際ヲ除ク事

右ノ条々堅ク相守ル為メ記名連署候也。

明治廿八年二月八日

(二十四名氏名・印、略)

(3) 苗代組合

河本禎一氏蔵

(表紙)

明治三十八年

共同苗代組合規約写

八条村ノ内、妙楽寺村

第一條 本組合ハ稲作ノ改良進歩ヲ計リ、明治參拾

九年三月ヨリ共同苗代地ヲ設置ス。

第二條 本組合ニ組長一人・評議員五名ヲ置キ、任

期ハ二ケ年トシ、組合員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム。

第三條 組長ハ組合ニ係ル一切ノ事務ヲ總理シ、評

議員ハ組合ニ関スル諸般ノ事ヲ評議決定スルモノト

ス。

第四條 本組合苗代地選定ハ、本郡農事巡回教師ニ

依頼スルモノトス。

第五條 本組合ニ要スル苗代借地料定ムル、左ノ如

シ。

沓等 沓反歩二付、米 石定免引ナシ

式等 沓反歩二付、米 石 斗定免引ナシ

以下準之、沓等下ル毎ニ米沓斗ヲ減ズ。

但シ、天変地変等不得止場合ハ此限ニアラ

ズ。

第六条 苗代地ニ当選シタル地主ハ、故障ナク承諾

スルモノトス。

第七条 若シ苗代地選定ニ際シ麦作付地ニ当リタル

トキハ、左ノ通り損害ヲ補償スルモノトス。

上等 麦作沓反歩取穫沓石五斗ト見込、其七

分ヲ補償ス。

中等 同 沓石式斗五升ト見積リ

其七分

下等 同 沓石ト見積リ其七分

第八条 苗代跡地ハ模範作付地トスル事

第九条 組合員ハ毎年作付反別種子量及稻種類ヲ組

長ニ報告スルモノトス。

第拾条 組長ハ前条ノ報告ニヨリ作付台帳・種子台

帳ヲ調製シ、諸般ノ設備ヲナスモノトス。

第拾一条 苗代世話掛り役ハ、組長評ギ員ト協議シ適

宜選定スルモノトス。

第拾二条 苗代拵及跡地作付ニ係ル一般事業ニ対シテ

ハ、組合員ノ種子量ニヨリ人夫ヲ賦課スルモノトス。

第拾三条 種子ハ組合員長ノ手元ニ集合セシムルモノ

トス。

第拾四条 苗代ニ要セシ凡テノ費用（地料・選種用塩

代・肥料代・害虫駆除用ノ石油代金等）ハ苗代跡地

取穫ヲ売却シ其代金ニテ不足アルトキハ種子量ニ賦

課シ、残余アルトキハ基本金ニ積立ルモノトス。

右ノ条項堅ク遵守スル為メ左ニ記名調印スルモノ也。

明治三拾九年三月

八条村ノ内妙楽寺村

(二十二名氏名、略)

苗代評議員

(七名氏名、略)

御協賛ヲ相仰度奉懇願候也。

昭和十九年二月十五日

城崎郡豊岡町西花園

小作人 北 惣右衛門

同町小田井

大友 光太郎

(外二十名氏名、略)

(4) 自作農創設趣意書

北 宮雄氏蔵

(表紙)

自作農創設趣意書

豊岡町自作農創設組合

豊岡町自作農創設趣意書

謹啓
今般、吾等下名ノ者ハ時局下食糧増産ノ愈々緊急ナルヲ痛感シ、茲ニ別紙趣意書ノ通り自作農創設ヲ図ルヲ以テ皇農報國ノ実ヲ挙ケ度候条、地主各位ノ御同情・

決戦下、食糧増産ノ重大使命ヲ荷フ吾等ハ一刻ノ偷安ヲ許サズ一路増産ノ遂行ニ全力ヲ傾注シ、皇國ノ要請ニ応フヘキハ多言ヲ要セサル処ナリ。吾等豊岡町ニ在任シ農作ニ従事シ町耕地(付近町村ヲ合併セサル以前ノ耕地)ノ現状ヲ見ルニ、豊穰肥沃ニシテ米作ノ増収容易ナルガ如キ觀ヲ呈スル耕地一帶ハ、事実之レニ反シテ連年予想ノ收穫量ヲ得ルニ難ク、実収高二対シ意

見ヲ異ニセル事例尠カラザルハ地主各位ノ体験セラ
ル、処ニシテ、之レガ主要ナル素因ヲ探究スルニ、町
耕地ハ他町村ト異ナリ附近十数部落ノ農家ガ入り乱レ

テ入耕シ、然モ耕作者ノ殆ンド全部ガ小作者ニシテ他
町村ノ如キ中堅農家タル自作農家無ク、之レガ為メ耕
地一帯ニ対スル排水路・農道路ノ管理・耕作上ノ指導
等不統制ニ流レ遺憾ノ点尠カラズ。耕地ノ愛護・耕土
ニ対スル熱意薄ク、施肥ノ方法・作業ノ手入レニ於テ
モ亦将来永遠ノ施設トシテ増産ニ資スル方法ヲ講スル
モノ稀ナリ。

吾等ハ常ニ之レヲ憂ヒ、之レガ改善打開ハ中堅農家ト
シテ推進シ、農業ヲ專業トシテ挺身スル自作農家ノ創
設ニ抛ルノ外、途ナキ事ヲ痛感シテ止マズ。

茲ニ吾等ハ地主各位ノ御協力ヲ仰ギ、自作農ニ転進シ
一意専心増産ノ確保ニ精進セントス。

希クハ吾等ノ熱望ヲ許容セラレ、之レガ達成ニ絶大ナ

ル御援助ヲ賜ラン事ヲ伏シテ懇願スル次第ナリ。

副 申

自作農創設維持事業ハ国ノ要請ニ基ク小作地ノ自作地
化ヲ図リ、自作地ノ維持、並農民ノ農地トノ堅キ結合・
日滿日本滿洲ヲ通スル主要食糧自給力ノ充実・確保ヲ図ルノ要
緊切ナルニ鑑ミ本事業ヲ整備拡充セントスルモノニシ
テ、皇国ノ悠久ナル発展ノ基礎タルヘキ適正經營農家
ノ創設ヲ目途トシ、真ニ皇国農民ノ中核トナルヘキ農
家ノ維持育成ヲ為スモノニ有之候条、右小作人ノ嘆願
スル事由ヲ諒トセラレ政府ノ方針ト相俟テ本事業ノ完
遂ニ切ニ御協賛相成様致度、副申旁々此段及申進候。

昭和十九年二月二十八日

兵庫東北但地方事務所長

地方事務官 田中壯太郎

○

關係地主各位ニ懇望

今回、豊岡町西花園・小田井・桜木・円山部落ニ於テ自作農ノ創設及其ノ拡充ヲ企図シ部落一致協力目的ノ実現ニ邁進セントスルハ、我国農村トシテ当然在ルベキ事柄トハ謂ヘ大戦下ノ食糧増産完遂上、^{（ほど）}將又健全ナル皇国農業者ノ育成、保持ノ基本態勢ヲ整ヘントスルモノニシテ最モ喜ブベキ次第ニ候。

就テハ關係地主各位ハ篤ト事情御賢慮、是ガ円滑ナル進捗実現ノ為、一段ノ御協力・御支援賜ランコトヲ懇望仕リ候。

昭和十九年二月二十八日

兵庫県農業会城崎支部長

今井 正長

副申書

食糧事情ノ緊迫ニ伴ヒ国家ノ食糧政策ニ背馳スル過少耕作農家或ハ兼業農家等ノ副業的農家ノ漸増ヲ見ツ、有ルハ寔ニ寒心ニ堪ヘザルモノ有之候処、之ガ対策トシテ本町内ニ於ケル別記小作農会員ヨリ、時局下国家ノ企図セラル、適正農家ヲ創出、皇国農民本来ノ使命達成ノ目的ヲ以テ自作農創設事業ヲ企画、茲ニ嘆願セラレ候ニ付テハ事情誠ニ止ミ難キモノ有之、就テハ關係地主各位ノ絶大ナル御仁俠ニ依リ本事業ノ御協力相成様致度、此段及副申候也。

昭和十九年三月十三日

豊岡町長 西垣勘次郎

豊岡町農会長 西垣勘次郎

(四) 養 蚕

(1) 城崎郡蚕糸組合同規約

伊地智浅江氏蔵

願

客年本県甲第九拾四号御布達ノ旨趣ヲ遵奉シ蚕糸業改良進歩ヲ図ランカ為メ同業相会シ組合ヲ設ケ一同遵守スベキ条々別冊ノ通規約ヲ定メ委員記名調印仕候間、御差支ノ廉無之候ハ、速ニ御認可被成下度、此段上願候也。

明治十九年三月

但馬国城崎郡蚕糸業組合

創立委員

近藤 斉助

(以下、十五名氏名、略)

兵庫県令 内海忠勝殿

「書面ノ趣認可候事(但書略)

明治十九年三月十八日

兵庫県令 内海忠勝

兵庫県城崎郡蚕糸組合同規約

第壹章 総 則

第壹条 本組合ハ本県明治十八年甲第九拾四号布達ヲ遵奉シ、城崎郡ヲ一地区ト定メ、其区内同業者ノ盟約ヲ以テ設置ス。

第貳条 本組合ハ兵庫県城崎郡蚕糸組合ト称シ、其事務所ハ豊岡本町八十七番地ニ設ク。

第參条 本郡ニ於テ蚕糸業ヲ営ムモノハ本組合ニ加入スルモノトス。(但書、略)

(中略)

第七条 証票ハ左ノ雛形ニ依リ事務所ニ於テ調整シ、

郡役所ヲ經テ県庁ノ検印ヲ受ケ本人エ交付スルモノ

トス。且、証票料ハ左ノ如ク定ム。

但、十九年七月以降ニ加入ヲ乞フ營業者ハ証票料

ノ外ニ金ニ拾錢以上金壹円以下範圍ヲ以テ創業費

ノ償金ヲ出サシムベシ。

一、証票料

養蚕家

掃立卵紙

壹枚未滿 金拾 錢

同

貳枚未滿 金拾五錢

同

貳枚以上 金貳拾錢

但、以上壹枚毎ニ五錢ヲ増ス。

製糸家

金五拾錢

卵紙製造家

金五拾錢

仲買人

金五拾錢

(中略)

第九条 本組合員ノ製造ニ係ル蚕卵及ヒ生糸ハ渾テ其

事務所ヨリ検印ヲ受クルモノトス。

第拾条 組合員ニ於テ売買スル蚕卵紙・生糸ハ標章印

紙ヲ貼用シ、繭ハ標章ヲ貼用スルモノトス。

第壹項 蚕卵紙ハ壹枚毎ニ貼付スル事

第貳項 生糸ハ壹括毎ニ貼付シ、壹括ニ滿タサルモ

ノト雖モ總テ貼用スルモノトス。

(中略)

第十二条 印紙ハ取締所ニ於テ製造シ、事務所ヨリ受

取モノトス。

第十三条 印紙料ハ各組合ノ會議ニ於テ定メ、標章料

ハ左ノ如ク定ム。

一 標章料

蚕卵紙 壹枚 金貳 錢

但、夏種ハ日方壹匁ニ付二厘、壹匁毎ニ二厘ヲ

増ス。

生糸 壹括 金拾五錢
 生糸 壹(かせ) 金五厘
 蘭 貳貫 金貳錢

(中略)

第十六条 組合内ニ於テ産出スル蚕卵紙・繭糸ハ都テ
 取締所ニ於テ指定スル所ノ様式ニ倣ヒ調査シ、蚕卵
 紙ハ七月限り、春繭ハ八月、夏繭ハ九月、秋繭ハ十
 一月限り、蚕糸ハ翌月五日以内、取締所ニ報告スル
 モノトス。

(中略)

第二章 目的及方法

第十八条 組合員ハ協同一致、左ノ各項ニ依リ養蚕々々
 種製糸ノ改良ヲ謀リ、販路ヲ内外ニ拡張スルヲ目的
 トス。

第一項 桑樹ノ改良及ヒ培養適否ヲ講究スル事
 第二項 製糸ニ最モ良好ナル種類ヲ選ミ育養スル事

第三項 蚕児ノ養法ヲ講究スル事

第四項 漸次製糸ニ適スル殺虫法ヲ設クル事

第五項 繭ノ貯蔵ヲ完全ナラシムル事

第六項 蚕病ノ予防法ヲ講究スル事

第七項 生糸ハ精良ヲ主トシ、粗製濫造ヲナサハル

事

第八項 生糸ハ捻造ニナス事

第九項 生糸ハ品位・束装ヲ一定トシ、成ルベク合

同販売スル事

(中略)

第三章 蚕種製造ノ事

第三十条 左ノ各項ニ触ル者ハ製造スルヲ得サルモ
 ノトス。

第一 他人ノ生繭又ハ蛾ヲ買受ケ譲受ヲナス事

第二 雄蛾ヲシテ再度交尾セシムル事

第三 余付再出ヲナス事

第四 夏蚕ノ掛合ヲナス事

第五 蛾ヲシテ終夜産卵セシムル事

第六 玉繭・赤繭・薄皮繭及形状不同ノ繭ヲ用ユル事

第七 二人以上、生繭又ハ蛾ヲ持寄り製造スル事

但、事故アリ、自家ニテ製シ難ク他家ヲ借り受ケ

製造スルモノ及ヒ組合ヲ設ケ製造スルモノニシテ、

別ニ製造所ヲ設ケ同質ノ蚕種ヲ製造スルモノハ本

項ノ限りニアラス。

第四章 検査ノ方法

第三十一条 蚕卵及ヒ生糸検査標準ヲ定ムル、左ノ如

シ。

第一項 原繭ノ異同

第二項 煮繭ノ適否

第三項 光沢ノ良否

第四項 細 大

第五項 類(らゐふしいと) 節ノ有無

第六項 卵紙面平滑

第七項 卵粒形状

第八項 沢 色

第三十二条 前条ノ検査ハ器械若シクハ肉眼ヲ以テ査

定シ、其方法概ネ左ノ如シ。

第一項 生糸ハ一総凡ソ拾匁中一点ノ節ナリ、且細

大(均)一ニシテ光沢アルモノヲ上等トス。

第二項 一總中二、三ノ節アリ、且細大稍均一ニシ

テ光沢アルモノヲ中等トス。

第三項 一總中節四以上十以下アリ、且細大均一ナ

ラサルモノヲ下等トス。

第四項 卵紙ハ紙面平滑ニシテ重リナク、卵粒凹ニ

シテ其色紫黒、光沢アルモノヲ上等トス。

第五項 同紙面平滑ニシテ少シク重リ、色淡紫黒ニ

シテ光沢アルモノヲ中等トス。

第六項 同紙面平滑ナラス重リ、其色黒色多クシテ

光沢薄ク卵粒付着ニ疎密アルモノヲ下等トス。

第三十三条 検印ハ、蚕卵紙ノ其裏面ニ粘付スル印紙^(貼)

ノ右ノ肩、生糸ハ帯紙ノ表面ニ粘付スルノ印紙ノ右

ノ肩ニ押捺スルモノトス。

第三十四条 病徴アル蚕卵ト認メタルモノニハ検印ヲ

押捺セサルモノトス。

第三十五条 前条ニ用ユル検査印^(略)ヲ示ス、左ノ如シ。

第五章 役員及其責任、選挙方法

第三十六条 組合役員左ノ如シ。

- 一 組長 一人
- 一 副組長 一人 取締役
之ヲ兼
- 一 取締役 一人
- 一 検査役 二人
- 一 書記 一人 検査役
之ヲ兼
- 一 会計 一人 組長之
ヲ兼

(中略)

第六章 経費及賦課ノ方法

第四十八条 経費ハ証票標章印紙料ヲ以テ之ニ充ツ。

不足ヲ生スルトキハ組合会議ノ決ヲ以テ定ムルモノ

トス。

(中略)

第七章 会議ノ方法

第五十条 組合会議ハ組合員ヲ以テ組織シ、通常・臨

時ノ二会トス。

但、会議ハ開会五日前、取締所へ報告スルモノト

ス。

第五十一条 通常会ハ毎年二月ト定メ、其日数五日以

内トナシ、組合経費収出予算賦課ノ方法・蚕糸業ニ

関スル事項等ヲ議定スルモノトス。

第五十二条 経費ハ其年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一周年

度トシ、其精算ハ会議ニ於テ報告スルモノトス。

(中略)

第八章 集談会

第六拾条 組合ニ於テ毎年九月集談会ヲ開キ、組合目的実施ノ方法・順序ヲ商議シ、取締所ノ認可ヲ經テ施行スルモノトス。

但、開会期日八十日前、蚕糸取締所ヘ報告スルモノトス。

(中略)

右規約ノ条々堅ク遵守セン事ヲ誓ヒ、其証トシテ組合委員一同記名調印スルモノ也。

明治十九年三月

但馬国城崎郡蚕糸業組合

創立委員(氏名、略)

(2) 養蚕業向け天気予報

「豊田區文書」豊岡市蔵

式第六六〇号ノ式

養蚕業ノ為メ神戸測候所ヨリ天気予報ヲ電話架設ノ警察署ヘ通報セラルトニ付、之レヲ一般ニ周知セシムル方法トシテ別紙ノ通り過日、本郡主任会同ノ際、決定致候ニ付テハ区内養蚕業者ニ無洩御指示ノ上、多数加入方御勧誘被成下度、且ツ加入者ノ氏名来ル拾五日迄ニ御回報煩ハシ度、此段及御照会候也。

追テ養蚕家壺戸ニ対スル費用負担額ハ加入者ノ数ニ依リ決定スル事ナレバ、今日ノ処、未定ニハ候へ共、余リ多額ヲ要セザル筈ニ有之候。尚、加入者皆無ノ区ニ於テモ本文期日迄ニ其旨御回報相成度申添候也。

明治三十六年四月八日

豊岡町役場

各町区長殿

本郡主任会合決定事項

一 信号柱建設ノ場所 豊岡町神武山・城崎町ノ内、
湯島村神武山

一 日高村ノ内、江原村ニ信号柱ヲ建設シ、之レニ晴

雨ノ信号標ヲ釣揚ス。

一 香住村電話ノ架設ナキヲ以テ費用ノ出途ヲ講究シ、

電信ヲ以テ毎日豊岡ヨリ通報シ、之レニヨリ一般ニ

周知セシムルノ方法ヲ設クルモノトス。

一 前項ニヨリ周知スルコトヲ得ザル部落ニ付テハ、

便宜ノ方法ヲ設ケ周到セシム。

一 各町村役場ニ於テハ氣象日誌ヲ備ヘ置キ、毎日予

報ト實際トヲ記入シ置クベシ。

一 前項費用ノ出途ハ各養蚕家ヲシテ負担セシム。

信号柱壱ヶ所建設予算

一 一五 円 柱壱本 杉丸太、長六間

一 五拾銭 添杭壱本 栗四寸角、長六尺

一 貳円五十銭 信号揚下シ羽車、其他付属品

一 壹 円 信号旗

一 貳 円 人夫賃

計 拾壹円